

「北京+20」に向けて

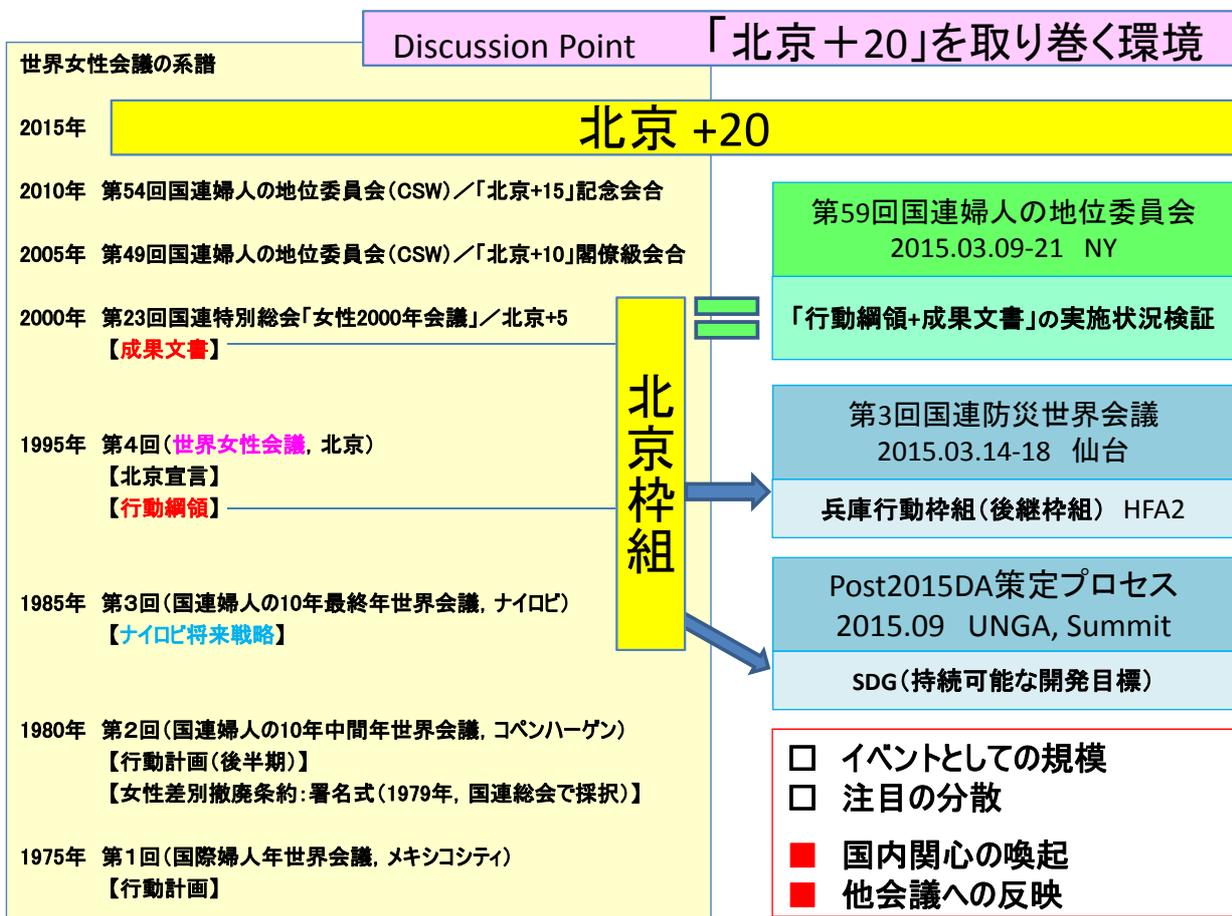
国内, 国際的な課題の整理と「新たな優先課題」の提案

「北京+20」に向けて—新たな優先課題について—聞く会(第2回)

2014年7月16日(水)13:30-15:30
内閣府講堂

パネルディスカッション
北九州市立大学 二宮正人

1



2

国内関心の喚起

2005年 北京+10記念シンポジウムの開催
⇒ 2015年も、政府とNGOの「協催」で、若い世代を巻き込みながら、何かできないか 【共有】【継承】【人材育成】

「行動綱領」の理念・原則の反映

「国際連合憲章」の目的と原則及び国際法に全面的に合致する**行動綱領の目標は、すべての女性のエンパワーメント**である。女性のエンパワーメントのためには、**すべての女性のあらゆる人権及び基本的自由の完全な実現が不可欠**である。国、地域の特殊性及び種々の歴史的、文化的及び宗教的背景の重要性は考慮されなければならないが、**すべての人権及び基本的自由の促進及び保護は、その政治的、経済的及び文化的制度の如何を問わず、国家の義務**である。あらゆる人権及び基本的自由に従って、**国内法並びに戦略、政策、プログラム及び優先開発事項の策定を通じる**などを含む、この**行動綱領の実施は、各々の国家の至上の責任**であり、個人及びその属する地域社会の様々な**宗教的・倫理的価値観、文化的背景及び哲学的信念の重要性並びにそれらの全面的な尊重**は、平等、開発及び平和を達成するための、**女性の人権の完全な享受に資するものでなければならない**。(para.9)

女性の地位向上及び女性と男性の平等の達成は、**人権の問題**であり、**社会正義のための条件**であって、女性の問題として切り離して見るべきではない。それは、**持続可能で公正な、開発された社会を築くための唯一の道**である。女性のエンパワーメント及び女性と男性の間の平等は、**すべての国民の政治的、社会的、経済的、文化的及び環境的な安全を達成するための前提条件**である。(para.41)

日本の経験から得た教訓(国際発信)と一致

平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる

レジリエンスを持つ
社会の構築に不可欠

ジェンダー主流化

あらゆる場面に「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の視点を

Post2015DA: Stand-Alone Goalの実現、第3回国連防災世界会議の1つの柱に

3

Discussion Point 北京行動綱領の位置づけ

第59回国連婦人の地位委員会
2015.03.09-21 NY

「行動綱領+成果文書」の実施状況検証

1979 女性差別撤廃条約
CEDAW

両者は、どのような関係に立つのか

1995 北京行動綱領

条約法に関するウィーン条約第31条「解釈に関する一般的な規則」

第1項 条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。

...

第3項 文脈とともに、次のものを考慮する。

- (a) 条約の解釈または適用につき当事国の間で後にされた合意
- (b) 条約の運用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの

...

- 採択にあたって、留保や解釈宣言が付された事実
- 系譜
- 実施プロセスの検証慣行

⇒ CEDAWを補完する文書として一体的に運用すべき

この行動綱領は、経済社会理事会及び総会によって採択された関連決議とともに、「**女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約**」を支持し、「**婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略**」を基盤としている。**行動綱領の策定は、今後5年間に実行されるべき一群の基本的な優先行動の樹立**を目指している。(para.7)

北京行動綱領等にある
「とるべき行動」

締約国が、CEDAWの条約上の義務を履行し、条約の目的を実現するために、必要な行動を、具体的に指示したもの

- 北京行動綱領等の位置づけに関する共通了解とその共有
- 国内検証プロセスの見直し、監視専門調査会のマンデート

4

北京行動綱領等の位置づけに関する共通了解とその共有

北京行動綱領, 第IV章「戦略目標及び行動」 E 女性と武力紛争
 戦略目標E. 5.

難民女性その他国際的な保護を必要とする避難民女性及び国内避難民女性に保護, 支援及び訓練を提供すること
 取るべき行動

147. 政府, 国際及び地域政府間機関, 並びに非政府機関により:

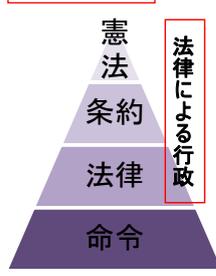
...

(h) 難民認定手続き及び庇護の付与における女性及び男性の平等なアクセス及び待遇を確保するために, なかんづく国の移住規定を関連の国際文書に準拠させることを通じた, ノン・ルフールマン原則の全面的尊重と厳守を含む国際規範を適用すること。また, 性暴力を通じた迫害又はその他のジェンダー関連の迫害を含む, 1951年の「難民条約」及び1967年の「難民議定書」に挙げられた理由による迫害に対する十分に根拠のある恐怖に基づいて難民の地位を主張する女性たちを, 難民と認定することを検討するとともに, 女性に対する性的暴行のような微妙若しくは苦痛な経験に関する聞き取りに当たっては, 女性係官を含む特別に訓練された係官へのアクセスを提供すること。

...

1995

国内法体系



日本国憲法第81条
 最高裁判所は, 一切の法律, 命令, 規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

女性はまだ, 性暴力又はその他のジェンダーに基づく虐待を通じた迫害を含む, 1951年の「難民の地位に関する条約」及び1967年の議定書に挙げられた理由による迫害への十分に根拠のある恐怖の結果として逃亡を強いられることもあり, 逃亡中も庇護国や再定住国で, 又は本国へ帰還する途中及び帰還後も, 引き続き暴力と搾取を受けやすい。庇護国によっては, 女性がそのような迫害を根拠として難民の認定を申請しても, なかなか認められない場合も多い。(para.136)

1951 難民条約(81加入)	1979 CEDAW(85批准)	1949 文民条約(53加入)
出入国管理・難民認定法	北京行動綱領等	1977 ジュネーブ第一議定書(04批准)	

難民認定業務
 第68回国連総会における安倍内閣総理大臣一般討論演説(2013.09)
 我が国は, UNウィメンはもとより, 国際刑事裁判所, また, 「紛争下の性的暴力に関する国連事務総長特別代表」であるバングーラさんのオフィスとの, 密な協力を図ります。
 憤激すべきは, 21世紀の今なお, 武力紛争のもと, 女性に対する性的暴力がやまない現実です。犯罪を予防し, 不幸にも被害を受けた人々を, 物心両面で支えるため, 我が国は, 努力を惜しみません。

安保理決議1325
 国内行動計画の策定
 北京宣言および行動綱領の公約および「女性2000:21世紀に向けたジェンダー平等, 開発および平和」と名付けられた国際連合総会第23回特別会期の成果文書に含まれた公約, とりわけ女性および武力紛争に関する公約も想起し,

■ 日本が負う義務は, 総体として, 整合的に確定されるべき
 共有 国のすべての部局で 国から地方まで

2014

5

国内検証プロセスの見直し

女子差別撤廃委員会が今後表明する最終見解については, 監視機能を担う監視専門調査会で早い段階から各府省への対処方針等を聴取するなど, 国内本部機構の監視機能の一層の強化も大切であることも指摘させていただきます。

次に, 資料の下段ですけれども, 次期定期報告を準備する際の留意事項ですが, 総論を御覧ください。女子差別撤廃委員会の指摘事項の現状分析, 進捗状況とともに, 現段階では(,)実施困難な事項についての理由, 見直し等についても記載していただきたいと思っております。

監視専門調査会・鹿嶋会長の『男女共同参画会議(2014.04.25)』での発言
http://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/gijiroku/pdf/ka43-g.pdf

ぎりぎりになって対応するのではなく, 早い段階から動き出す

やったことだけを書く方式から, すべての指摘項目について書く方式へ

協働作業

監視専門調査会のマנדート

監視する項目

○第3次男女共同参画基本計画の施策の実施状況

○女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項への対応状況

第4次計画の策定

↑ 反映

CEDAWとの一体型運用: 解釈指針として活用



北京行動綱領・成果文書にある「とるべき行動」

6